

印旛郡市広域市町村圏事務組合グループウェア
システム構築業務委託及び賃貸借契約仕様書

令和8年4月

1. 名称

印旛郡市広域市町村圏事務組合グループウェアシステム構築業務委託及び賃貸借契約仕様書

2. 事業場所

- (1) 千葉県佐倉市宮小路町12番地
- (2) 千葉県佐倉市高崎948番地
- (3) 賃借人データセンター

3. 履行期間

構築期間 契約締結日から令和8年11月30日まで

賃貸借期間 令和8年12月1日から令和12年11月30日まで

4. システム種類及び数量

- (1) グループウェア（出退勤管理・勤怠管理・出張旅費管理・電子給与明細・電子決裁）
- (2) システムライセンス数 40 ID

5. 目的

業務効率化及び情報連携の強化を図るため、現行のグループウェアと同等の操作性を持ち、グループウェアと勤怠管理を同一基盤上で連携した運用の継続および電子決裁基盤（以下「システム」という。）を新規に導入し、これまで以上に利便性向上を図り、以下の効果を得る。

- (1) 組合における事務処理の効率化や正確性の向上。
- (2) 職員の有給休暇計算など休暇の管理。
- (3) 勤務情報確認、集計作業の軽減。
- (4) 超過勤務抑制及び年次有給休暇取得に対する意識改革（実態把握）。
- (5) 実績のあるパッケージ適用及びカスタマイズ極小化による開発コスト・保守費の削減。
- (6) 所属長による職員の労務管理及び健康管理の実効性の向上。

6. 適応範囲

調達範囲は、システムが稼働するために必要なソフトウェアの調達、搬入、設置、設定、保守を含むものとする。

7. システムの概要

- (1) システムは、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）における既存のインターネット環境を活用するものとし、組合事務所及び印東加圧ポンプ場に配置しているPCを使用して、情報連携及び勤怠管理が簡易に行えるこ

- と。
- (2) 将来的に同一基盤上で、文書管理システム・年末調整等の機能拡張が可能であること。
 - (3) 組合インターネット環境に接続されている既存 PC の利用により、出退勤時刻が記録できること。
 - (4) 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し維持管理が容易であること。
 - (5) 事務処理の正確性向上及び効率化が図れるとともに、高い利便性を備えたものであること。
 - (6) システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。

8. 基本仕様

- (1) Web ブラウザ方式のパッケージを採用すること。
- (2) シンプルで親しみやすくわかりやすいユーザインタフェースを実現すること。
- (3) OS、データベース、通信プロトコル、ハードウェア等は標準的なものを採用すること。
- (4) 個人情報保護及びセキュリティ対策に配慮したシステムとすること。
- (5) 事務の効率化及び経費の節減を図るため、非定型処理についてはエンドユーザーコンピューティング（システムを利用して現場で実際に業務を行なう者が、自らシステムの構築や運用・管理に積極的に携わること。）による対応を可能とすること。
- (6) システムにおける各々の設定情報の修正や新規登録等々が容易にできること。（電話によるサポートで処理が完了できるレベルであること。）
- (7) 職員の業務に支障をきたすことのないよう、安全かつ確実なシステム導入を最優先事項とし、職員の負担の軽減についても十分に配慮した導入業務を行うこと。
- (8) 機構改革や人事異動等による組織改編にも容易に対応できるシステムであること。

9. 導入環境等

- (1) 資機材等（ソフトウェア）は、選定された受託者が準備するものとする。
- (2) ユーザ研修及び稼動のための作業場所は、当組合が提供する。
- (3) その他必要と思われるものが発生した場合は、組合の担当職員と協議の上、決定することとする。
- (4) システムの導入にあたっては、組合が承認した基本設計書等に準拠するとともに、担当職員と随時協議して、誠実、かつ完全に構築するものとする。

10. 責任の所在

事業完了までに納入する全ての物件、実施する全ての作業について、機器等の製造

者の如何に関わらず選定された受託者において最終的に責任を負うこととする。

11. 機密保持

この事業に関して知り得た情報（周知の情報を除く）は事業の目的以外に使用し又は第3者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、個人情報保護については組合の個人情報保護条例の規定を適用する。組合が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、複写及び第三者への提供は行わないこと。

12. システム化の範囲

システム化の対象範囲となる業務は以下のとおりである。なお、システム構築にあたり不可欠なサブシステムが存在する場合は、事業のシステム化の範囲に含むものとする。

(1) グループウェア

- ・メール
- ・掲示板
- ・回覧板
- ・スケジュール
- ・施設予約
- ・アドレス帳
- ・ネットフォルダ
- ・T o D o
- ・w e bリンク
- ・人員構成図
- ・個人検索

(2) 出退勤管理

- ・出勤簿（出退勤時刻管理）
- ・他カードリーダーからの打刻データ取込、修正）

(3) 勤怠管理

- ・時間外、特殊勤務、管理職特別勤務管理など
- ・休暇管理（年次有給休暇、振替/代休、特別休暇など）
- ・宿日直管理

(4) 出張管理

- ・出張、精算管理

(5) 電子給与明細

- ・給与、期末勤勉手当明細など

(6) ワークフロー（電子決裁）

- ・電子申請を用いた承認・決裁
- ・勤怠管理との連携（時間外、年次有給休暇等の電子申請）

- ・グループウェア トップ画面への申請状況の通知表示

13. システム化要件

(1) クライアント端末台数 40 台

(2) 文字コード

標準的な文字コードに対応していること (SJIS、Unicode)

(3) ソフトウェア要件 (サーバ)

- ・ソフトウェア全般について、最新バージョンの導入や標準的な製品の採用など、導入実績・サポート期間・保守体制などを総合的に考慮し、システムの稼働後少なくとも5年間は支障のないものを使用すること。

(4) クライアント要件

- ・クライアントについては、原則として既存のインターネット環境に接続された既存端末パソコンを使用する。
- ・クライアントのOSについては、Windows11に対応すること。
- ・ブラウザは、下記すべてに対応すること。
 - ・Microsoft Edge (Chromium版)
 - ・Mozilla Firefox
 - ・Google Chrome
- ・クライアント数の想定は、「13. システム化要件 (1)」のとおりとする。

14. アクセシビリティ要件

- (1) システムは全ての職員が利用するシステムであることを十分に考慮すること。
- (2) 全ての利用者にとって、使いやすい配慮がされていること。
- (3) 可能な限り画面拡大や配色パターンの変更機能等に対応したものとする。
- (4) 操作マニュアルは電子化(Microsoft WordまたはPDF)したものを納品し随時参照可能とすること。

15. 信頼性要件

本システムは、常時安定稼働し、正確かつ円滑に処理が行われ、ほとんど障害が発生しない状態をめざしている。また、万が一障害が発生した場合においても、業務の停滞や業務データの損失を防止し、かつデータの整合性を保持できる構成とする必要がある。

16. データセンター

データセンターは受託者が保有するものとし、次の要件を満たすこと。なお、サーバー等の機器は、組合の資産とはせず、データセンター内に設置し、インターネット回線により組合にサービスを提供すること。また、データセンターのティアレベルについては、日本データセンター協会 (J D C C) が制定する評価基準Tier 3に準拠していること。

- (1) 立地条件
 - ・ 周囲半径 100m 以内に消防法による指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備が存在しないこと。
- (2) 耐震条件
 - ・ 新耐震建築基準法に準拠した、計算センター用に建設された堅牢な建屋(耐震建築構造/震度 6 強クラス)であること。
 - ・ 経済産業省安全対策設置基準をクリアしていること。
- (3) 防火条件
 - ・ 建築基準法に準じた耐火建築物であり、消防法にも準拠した非常用設備を有すること。
 - ・ 高感度火災感知装置、機器に影響のないハロンガス消火設備を使用していること。
 - ・ 火災を自動的に検出する熱感知器、煙検知器、炎感知器等とともに手動通報設備を備えること。
- (4) 防水条件
 - ・ 他室又は他階からの漏水防止策を講じていること。
- (5) 避雷対策
 - ・ JIS 規格に準拠した避雷設備に加え、IEC (国際電気標準会議) の内部雷保護システムに対応した雷対策が講じられていること。
 - ※直撃雷対策：避雷針設置および接地システム
 - ※誘導雷対策：電源引き込み口に避雷器、電源保護用保安器設置
- (6) 給電網
 - ・ 冗長化構内配電設備であること。
- (7) マシンルーム
 - ・ マイクロ回線、レーダ施設、送電線、トランス、強電実験室等から離れている等、電界および磁界の被害を受ける恐れが少ない場所に位置していること。
 - ・ 当該機器設置室専用の分電盤を室内に準備していること。
- (8) 電源設備
 - ・ 電源設備は以下の通りであること。
 - 商用電力 2 系統受電、冗長化 CVCF、冗長化構内配電設備、自家発電装置(1, 750kVA)
 - ・ 10 分以上給電可能な無停電電源装置 (N+1 冗長構成) を完備していること。
 - ・ 48 時間以上無停止の自家発電装置 (1, 750kVA) を完備していること。
 - ・ 停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能なこと。
 - ・ 建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要が無いこと。
 - ・ 瞬断や電圧低下に対して、安定した電圧、周波数を得ることができる低電圧低

周波数装置等により電力供給されていること。

- ・瞬停（サグ）、電圧降下（ブラウンアウト）、突入電流、サージ（過圧）等の電源トラブル対策を講じていること。

(9) 空調

- ・PAC 空調設備（N 台）により、機器稼動に最適な環境であること（天井吸気～床下吹出）。
- ・温湿度センサー+自動通報システムによる異常検知が可能なこと。

(10) 回線

- ・通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が設置されていること。

(11) サービス事業者

- ・国または地方公共団体システムの運用実績を有し、立入り検査を受入れ、協力した実績を有していること。
- ・10年以上のデータセンター運営実績があること。
- ・外部機関によるセキュリティ等の監査を定期的に（年1回以上）受けていること。

17. 拡張性要件

システムの導入にあたっては、将来の制度改正や業務量の増減による機能の追加・変更及び他のシステムとの接続、ならびに Windows OS のサポート切れ等、将来的に発生が予測される問題に対して柔軟に対応できるシステムとする必要があり、拡張性確保に対する考え方は次のとおりとする。

- (1) 今後システムを利用していくにあたり、データ量の増減は十分に考慮しておく必要があり、この結果生じる機能の追加・変更あるいは周辺機器の増加等に対して、柔軟に対応できるシステムとする。
- (2) 設置及び設定作業内容を次のとおり実施するものとする。
 - ・各機器の設置場所での電源工事等が必要となる場合は、受託者が対応すること。
 - ・納入した全ての機器の設定内容及び機器及びソフトウェア固有の情報が記された日本語表記の完成図書を納入すること。
 - ・納入する資機材の説明書については、当組合が認める特別な理由がない限り、日本語表記のマニュアルを添付すること。
 - ・その他、組合が要求する事項については誠意をもって対応し、この仕様書に記載のない事項でも、必要と認められる事項は組合の担当職員と打合せの上実施すること。
 - ・運用の効率化のために、自動電源始業・切断機能等のスケジュール運転を活用すること。
- (3) 上記の条件で提案するシステムの稼動条件が合致しない場合は、その条件について、事前に協議し、了解を得ることとし、提案するシステムの稼動環境及びその構築に係る費用を見積書に明示すること。

18. システム機能要件

別紙「グループウェア詳細機能仕様書」及び「庶務管理システム機能に関する仕様書」に対応していること。なお、対応していない場合であっても、見積額の範囲内でカスタマイズ又は代替機能・運用で対応可能な場合は、別途内容を明記すること。

19. セキュリティ対策要件

システムが安全かつ確実に稼動するための要件として、次の内容を満たすこと。

(1) セキュリティについては当組合情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩防止の対策を行うこと。

(2) 利用者管理要件

- ・システム利用者の認証は、利用者番号（ユーザ ID）及びパスワードの組み合わせによって実施すること。また、利用者のパスワード変更は利用者自身が行えること。
- ・利用者情報の登録・変更・削除は、システム管理者のみ実施可能とする。
- ・パスワードに設定できる文字数等の制限を提示すること。

(3) アクセス管理要件

- ・認証を受けシステムにログインした利用者の所属をもとに、あらかじめ定められたルールに適合したメニューを取得し、画面に表示できること。
- ・利用者の利用状況等を管理するため、アクセスログを取得する機能を有すること。
- ・アクセスログは、検索可能な状態で蓄積できること。

20. 運用及び保守要件

機器を含めた本システム全般に係る保守体制等（組織、連絡先、受付時間、保守内容）について、提示すること。

(1) 運用支援、保守

- ・システムの運用管理に関する必要な支援を導入時及び導入後においても継続的に行うこと。（操作・運用に関する問合せ、不具合・障害発生時の対応、年度更新支援など）
- ・組合からの問合せへの対応時間は、次のとおりとする。

電話受付：平日 8：30～17：15

（土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）

メール受付：365日24時間

- ・本稼働前の操作説明会の実施及び操作説明会用テキストの作成並びに職員への助言・指導を行うこと。
- ・操作研修等実施のための、講師及びアシスタントの派遣かオンラインでの講義を開催すること。

- ・システムの運用管理に関する必要な支援を導入時及び導入後においても継続的に行うこと。
- ・事業の契約期間中における機能改善等によるリビジョンアップは、必要に応じて行うこと。その費用に関しては、全て契約金額に含むものとする。
- ・導入時の運用支援として、管理者への操作説明会とは別に承認者（管理職）及び利用者（一般職員）に対しシステムの利用及び管理に必要な事項について説明及び研修を行うこと。
- ・操作マニュアルを作成し、試行稼働までに納入すること。また、マニュアルは次の2種類を作成すること。
- ・メンテナンス等を行う管理者向けの操作マニュアル
- ・職員が日常的に行なう作業についての簡易な操作マニュアル
- ・操作マニュアルは、Microsoft Word または PDF で電子化したものを納入すること。
- ・進捗管理を行なうために事前に詳細な計画書を提出し、それに沿った定期的な打合せを行うこと。また、打合せ終了後は議事録を提出すること。
- ・管理・運営体制を変更する場合は、事前に当組合と協議し承認を得ること。
- ・全てのソフトウェアは、受託者又はメーカーが保守対象としているバージョンを使用すること。サービスパックやパッチについては、セキュリティに関して重要な修正を含むものを業務への影響を抑えつつ、できるだけ速やかに適用すること。保守に必要な操作を極力自動化する等、保守費用を抑えること。

(2) 障害対応

- ・障害原因を調査し、システム保守総合窓口として、事象の説明を行い、協力的かつ速やかに問題の解決を行う。
- ・関係者と協議の上、運用に極力支障をきたさないように、障害復旧を実施する。

(3) ソフトウェア保守要件

導入したパッケージソフト及びカスタマイズ部分について、保守を実施するものとし、保守サービスの範囲に関する要件は以下のとおりとする。

- ・パッケージソフト及びカスタマイズ部分に関するプログラムバグ対応サービス内容としては以下のものが含まれるものとする。

バグ対応版ソフトの開発

バグ対応版ソフト導入に関わる影響範囲分析作業

導入作業（影響範囲分析結果に基づくメンテナンス作業含む）

- ・プログラムバグ対応版ソフトの提供は、当組合と協議の上、遅滞なく実施すること。
- ・本調達でサーバに搭載するソフトウェアにおいて、脆弱性が発見された場合は必要に応じてセキュリティ修正プログラムを適用すること。
- ・本システムを使用するにあたっての質問事項に対する回答は誠意をもって迅速かつ適切に行うこと。
- ・問合せ内容、結果は記録に残し、定期的に報告を行うこと。

21. その他の事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、組合の担当者と協議の上、指示を受けること。